

[事案 2022-272] 契約不成立確認請求

・令和5年9月28日 裁定終了

<事案の概要>

自分の知らない契約であることを理由に、契約が成立していないことの確認を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年7月に信用金庫を募集代理店として契約した医療保険について、以下等の理由により、契約が成立していないことの確認を求める。

- (1)自分は、申込書に署名、押印をしていない。
- (2)保険会社から、令和4年2月に失効の通知が届いて本契約の存在がわかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)平成29年7月、募集人は、申立人の勤務先を訪問して医療保険等を提案し、その後再訪問して申込手続を行った。
- (2)申込手続の際、募集人は、申立人に運転免許証を提示してもらって本人確認を行い、パンフレットおよび設計書を用いて契約内容を説明し、申立人の意向を意向確認書によって確認した。その後、申立人は告知書および申込書を作成し、募集人に提出した。
- (3)本契約は、申立人が申し込んで成立したものである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。